

# 原木需給情報システム開発事業関連海外情報

No.27, 10 December 2013



## 1. 台湾の今年10月木材輸入実績

台湾の今年10月における主要木材製品の輸入実績は下表のとおり。ここにその概要を述べておく。

- 無垢角材の需要がLVLへのシフトが進められていること、マレーシア産原木の価格が上昇しその供給が減少していること、住宅建設市場の長期的な低迷による需要が伸びないことを背景に、台湾の原木需要は減少傾向をたどっている。今年1月～10月の原木輸入量は前年同期比4.8%減少の5.6万m<sup>3</sup>でとなり、前述の傾向が続いていると言える。
- 製材品、ブロックボード、単板・薄板、ランバー・コアの今年1月～10月の輸入量は、前年同期と比べていずれも顕著な伸びを示しているが、それは、前年同期の輸入実績が低水準であったためと考えられる。
- 今年の合板輸入量は6%の増加を見せたものの、前年8月までの不景気による落ち込みありも、総じてみればおおむね横ばいの動きと言える。

台湾の今年1月～10月主要木材製品輸入実績

品目	2013年1-10月 (m <sup>3</sup> )	前年同期比 (%)	2013年10月 (m <sup>3</sup> )	前年同月比 (%)
原木	561,671	-4.8	56,384	-29.7
製材品	1,027,117	7.1	108,135	7.8
合板	558,249	5.8	50,336	-18.8
ブロックボード	9,093	18.8	663	-45.6

単板・薄板	212,217	13.4	16,357	-33.1
ランバー・コア	302,782	15.5	27,360	-22.2
パーティクルボード	217,969	-3.8	20,485	-18.5
繊維板	130,297	0.8	16,900	28.3

JAWIC JAWIC JAWIC JAWIC JAWIC

## 2. 中国産エンジニアリングウッド突き板の新用途開発に向けた新しい試み

台湾の合板業者は、8月に中国山東省臨沂市を視察した際、エンジニアリングウッド突き板を共同で買い付けした。当該商品は10月末に続々と納品され、各業者にて評価試験が行われた。

今回合板業者が共同購入した突き板は、厚さ0.55～0.60mm×4フィート×8フィートサイズのもので、最終価格は1m<sup>3</sup>あたり760～770USDである。評価試験を行う目的は、ほぼ100%マレーシアからの輸入に頼っているフェイスバックのラワン単板（1m<sup>3</sup>あたり約800USD、コア単板（1m<sup>3</sup>あたり700～710USD）の代替品としての利用可能性を検証するためである。評価試験の結果、当初懸念していた①接着面からの接着剤はみ出し、②接着後の研磨による木材の破損といった不具合は認められず、業者は胸をなでおろした。

製造面の懸念事項は解消されたが、これから検討すべき課題は市場の反応と仕入価格である。一部の業者が卸売業者と二次加工化粧合板業者の意見を打診したところ、「既存の突き板でよい」という意見と、「エンジニアリングウッド突き板を試してみるのも悪くない」という意見で半々に分かれた。仕入価格については、今後需要が増えれば、それに応じて仕入れのコストを大幅に削減できる、との見方が示された。

何はともあれ、長期的な観点から見ると、マレーシアなどの国からの原木輸入は日に日に減少しており、また近年、環境に対する意識が高まる中、今後の合板フェイス用単板の確保及び安定供給はますます困難になると思われる。そのため、国内の合板、ブロックボード製造業者にとって、安定供給が可能な代替品の確保が急務となっている。

### 3. 台湾とシンガポール、ASTEP 調印へ

台湾は11月7日、「台澎金馬個別関税領域（中華台北）」の名義で、シンガポールとともに台湾・シンガポール経済パートナーシップ協定（ASTEP）に調印した。物品貿易、サービス貿易、投資、紛争解決、電子商取引、政府調達、関税手続など7項目の協議事項が盛り込まれたハイレベルかつ包括的なASTEP協定は、市場開放の推進および地域貿易整合に積極的に取り組む台湾の決意を示すものである。

統計によると、2012年における台湾・シンガポール間の貿易取引総額は282億USDにのぼり、そのうち、台湾のシンガポールへの輸出額は201USD、シンガポールの台湾への輸出額は81USDとなっている。台湾はシンガポールにとって第8位の貿易相手、輸入相手としては第5位の位置にある。これに対し、台湾にとってシンガポールは第5位の貿易相手国、第8位の輸入相手国である。

ASTEP協定により、台湾はシンガポールからの輸入製品について、米類製品、鹿茸（ロクジョウ）、パイナップル、マンゴーなどの農産品を含む40品目を関税引き下げの対象外としたほか、生地、タオル、衣料品、寝具、クーラーやテレビなどの家電製品も10年間の調整期を設けて、段階的に関税を均等に引下げることで合意した。

一方、自由貿易港であるシンガポールは、多くの商品がゼロ関税であるものの、依然アルコール飲料6品目が課税対象品目となっている。ASTEPの実施にあたり、シンガポールはビール、サムスー（3回蒸留した酒）についてもゼロ関税を適用することに合意し、WTO協定を上回る優遇措置が講じられることとなった。これに対し台湾は、シンガポールからの輸入品について、99.48%に及ぶ品目を、それぞれのセンシティブティに応じて、即時関税撤廃（83.03%）、5年間均等引き下げ撤廃（4.72%）、10年間均等引き下げ撤廃（11.27%）、15年間均等引き下げ撤廃（0.46%）、5年間均等引き下げ20%（6品目、0.07%）、および除外品目（40品目、0.45%）に分類した。その中で、関税第44章の木材関連商品の多くは即時関税撤廃の対象品目とされている（普通合板を含む）。このほか、ブロックボードおよび特殊合板は、5年で段階的に均等に関税を引き下げ撤廃することとされている。2012年度における台湾からシンガポールへの木材製品輸出は特殊合板が大半を占めており、貿易額は約323万USDである。

台湾は市場開放によってもたらされる衝撃を考慮し、協議の際、関連する貿易救済措置の適用を強く要望した：

(1) アンチ・ダンピング、相殺関税およびグローバルセーフガードなどを含むWTO協定の現行の貿易救済措置をそのまま適用できる。

(2) 双方セーフガード措置の追加。関税率引き下げにより、相手側から輸入する某製品の数量が著しく増加し、調査の結果、すでに関連産業に対して重大な損害を与えたと認められるときは、関税引下げの一時停止などを含む本項のセーフガード措置の発動を要請できる。本項の措置期間は最長で3年間とし、必要に応じてさらに2年延長できる。

また、原産地規則については、一般原産地規則に加え、一部の商品へは関税番号変更基準および域内原産割合（RVC）といった特定原産地規則も制定した。

全体的にみれば、台湾・シンガポール ASTEP 協定の台湾産業発展に対する効果としては、関税引き下げよりもむしろ貿易の整合による双方間の貿易と投資量の増大効果が期待されている。シンガポールは環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の原加盟国であると同時に東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の参加国でもあり、将来、台湾が地域整合の取り組みを進める上で、プラスの相乗効果をもたらしてくれることが予想される。

(海外情報の抜粋)